

千葉県水産総合研究センターにおける競争的資金の不正防止計画

この計画は、「千葉県水産総合研究センターにおける研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止に係る方針」（以下「方針」という。）3の（3）のウにより、研究費の不正使用の防止に関することを定める。

1 計画の趣旨

競争的資金の使用に当たっては、千葉県職員として「千葉県職員服務規程」「職員の旅費に関する条例」「千葉県財務規則」その他関係法規を遵守することを基本とし、本計画はそれに加え必要な事項を定めるものである。

2 責任体制の明確化

競争的資金の不正防止管理責任体制について、当センターのホームページにて公表する。

3 不正防止の取組

（1）物品等の発注及び納品検収

ア 研究者と業者との不正を防止するため、発注担当者と履行確認者（検収者）を分離し、複数の職員によるチェック体制を整える。

イ 物品等の発注に当たっては、発注担当者がコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者の確認を経て、最高管理責任者の承認を得るものとする。

ウ 支払いに当たっては、履行確認者の検収後、統括管理責任者の確認を経て、最高管理責任者の承認を得るものとする。

（2）旅費の事実確認

出張に当たっては、出張伺い、「しょむ2」による出張申告又は復命書等の証拠書類の確認を行う。

（3）非常勤雇用者の雇用管理

非常勤雇用者については、総務課担当者及び各研究所事務担当者が、定期的に出勤簿及び勤務内容の確認等を行い、勤務状況を確認する。

（4）間接経費の使途

間接経費は、研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するが、具体的な使途については、コンプライアンス推進責任者を含む複数の職員により必要性等を検討し、最高管理責任者の承認を得るものとする。

（5）関係者の意識向上

ア 不正防止計画推進部署は、ガイドラインや方針等の関連規程の周知徹底を図るため、適宜、研修会や説明会等を開催する。

イ コンプライアンス推進責任者は、管理監督する研究室・所内において、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ コンプライアンス推進責任者は、競争的資金の事業実施に当たり、競争的資金で実施される研究に携わる研究者、事務職員及び技術職員から誓約書（別記様式）の提出を求める。

附 則

この計画は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この計画は、平成28年10月26日から施行する。

(別記様式)

競争的資金に関する誓約書

千葉県水産総合研究センター長 様

私は、競争的資金による研究の実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「千葉県水産総合研究センターにおける研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止に係る方針」等、国や県が定める法令及び規則等を遵守します。
- 2 研究は適切に実施し、データや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用は行いません。
- 3 研究費は適切に管理・執行し、不正使用は行いません。
- 4 上記に反し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行った場合は、県や配分機関からの処分を受けるとともに、法的な責任を負担します。

平成 年 月 日

所属：

職・氏名（記名押印）：